

おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設
整備基本計画

令和6年3月

大 田 市

はじめに

日本における少子・高齢化や、人口減少は深刻さを増し、2022年に生まれた子どもの数は77万747人まで減少し、統計を開始した1899年以降、最低の出生数となりました。国の人口推計では2022年の総人口は約1億2,495万人で、2000年と比べ15歳未満の人口が400万人減少した一方、65歳以上の人口は1,420万人増加しています。

このことは、労働力不足や、経済、市場規模の縮小など、社会経済に多大な影響を及ぼすと言われており、子どもを産み育てることが期待される若い世代には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少などを背景に、未婚化・晩婚化、出産を望まれない夫婦の増加等が生じています。また、子育て世帯では、家族のあり方や家族を取り巻く環境が多様化する中で、不安や悩みを誰にも相談できず孤立する家庭も見られます。

本市においても、2005年10月の1市2町の合併時には41,728人であった人口（住民基本台帳人口）は、2023年10月には32,323人にまで減少し、15歳未満の人口が1,656人減少し3,382人になった一方で、65歳以上の人口は13,311人とほぼ横ばいで、より一層少子・高齢化が進行しています。さらに、2019年に201人であった出生数は、2023年には159人に減少しており、このまま出生数の減少が進めば、さらに大幅な人口減少に陥り、市の活力の低下は避けられない状況です。地域の活力を失わないためには、女性や若者の定住・流入を促すことにより出生数を維持し、人口の減少に歯止めをかけることを最重要課題として取り組まなければなりません。

これからも市民が安心して暮らせる大田市とするためには、人口減少対策を進めるとともに、誰もが、結婚や、子どもを生み、育てたいとの希望がかなえられるよう、将来に明るい希望をもてるような地域でなくてはなりません。それには、子育て世帯が周囲と支え合いながら、一人ひとりの子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備が急務となっています。

このような状況の中、このたび子育て支援の核となる施設を整備し、新施設を中心に市内の子育て等に携わる機関が連携して支援することで、すべての妊産婦や子育て世帯が安心して子どもを生み育てられる環境を整えるため、「おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設整備基本計画」を策定しました。

本市では、「おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設」を誰もが気軽に訪れることができ、支援が必要な家庭に対して必要な支援を提供する施設とすることで、大田市の将来像である「子どもたちの笑顔があふれ、みんなが夢を抱けるまち‘おおだ’」の実現を目指してまいります。

令和6年3月

大田市長 楫野 弘和

目 次

1. 前提条件の整理	1
1.1 基本計画の位置づけ.....	1
1.2 上位・関連計画の整理.....	1
1.3 既存施設の課題.....	2
1.4 各施設の方向性.....	3
2. おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設のあり方	5
2.1 基本理念及び基本方針.....	5
2.1.1 基本理念.....	5
2.1.2 基本方針.....	5
2.2 求められる機能.....	7
2.2.1 幼保連携型認定こども園.....	7
2.2.2 基幹子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）	8
2.2.3 こども家庭センター.....	9
2.2.4 保健センター.....	11
2.3 整備する「おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設」について.....	13
2.3.1 施設間の連携について.....	13
2.3.2 施設運営の考え方.....	14
3. 建設予定地	16
3.1 建設予定地の概要.....	16
3.2 法規制等の整理.....	17
3.2.1 建設予定地の法的位置付け.....	17
3.2.2 関係法令・条例.....	18
4. 施設規模及び必要諸室	19
4.1 施設全体の規模.....	19

4.2 幼保連携型認定こども園の必要諸室・機能	19
4.3 子育て総合支援拠点施設の必要諸室・機能	21
4.4 駐車場の規模	22
5. 配置計画及び施設計画(ゾーニング)	23
5.1 配置計画	23
5.2 配置計画の基本方針	24
6. 構造・設備計画	25
6.1 構造計画	25
6.1.1 構造計画の基本方針	25
6.1.2 構造種別	26
6.2 設備計画	27
7. 概算事業費	29
8. 事業手法の検討	30
8.1 想定される事業手法	30
8.2 事業の特性	30
8.3 事業手法の選定	31
9. 事業スケジュール	32

1. 前提条件の整理

1.1 基本計画の位置づけ

本計画は、「おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設整備基本構想」（令和5年3月策定）で示した「施設整備の基本的な考え方」や「機能及び整備内容」を具体化するものであり、基本方針や求められる機能、施設規模、配置計画等の実現を図る方策を定め、今後の設計を進める上での要件として策定するものです。

1.2 上位・関連計画の整理

基本計画策定にあたっては、関連する法律や本市の最上位計画である「第2次大田市総合計画」及び関連計画との整合性を図ります。

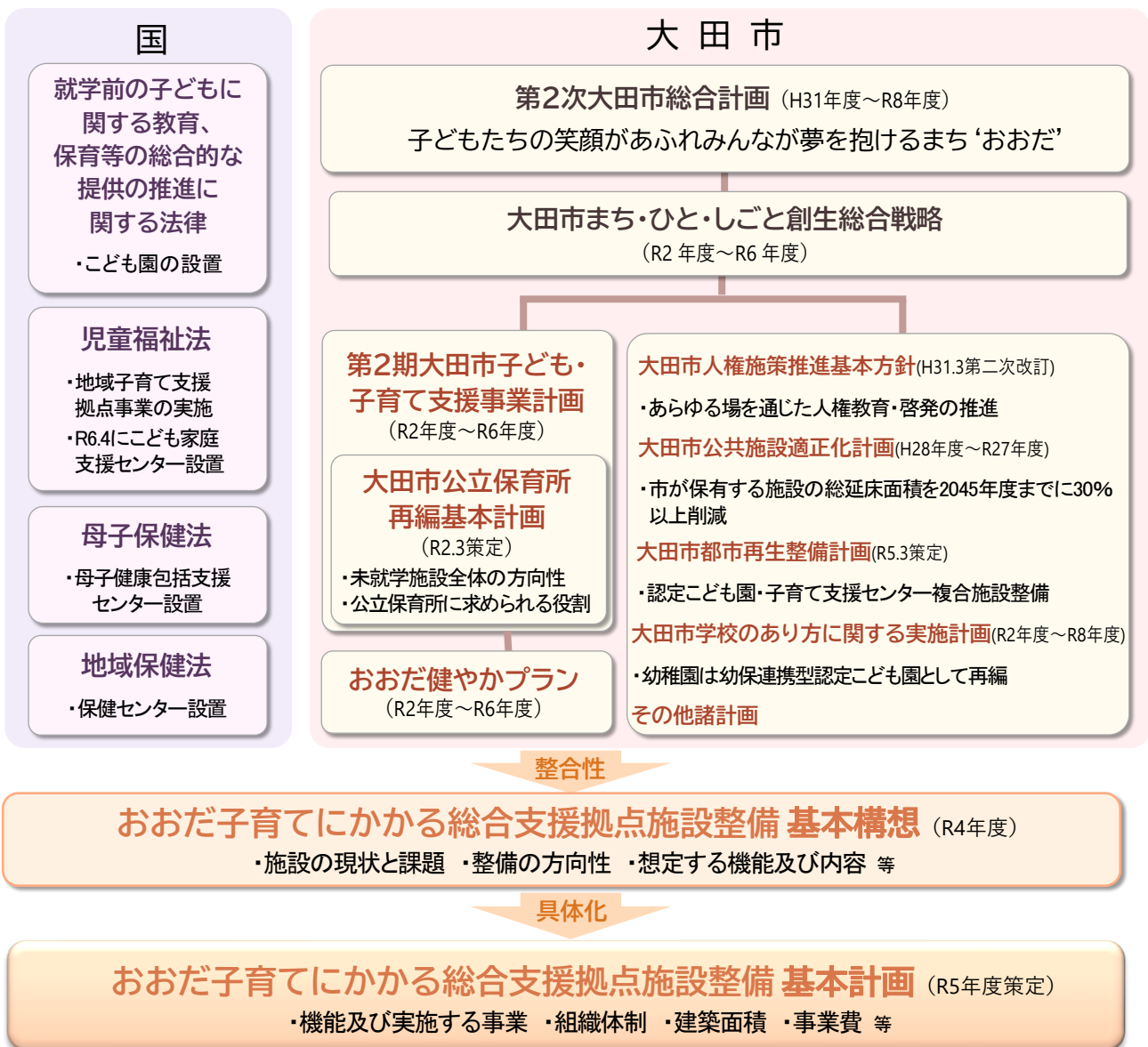


図 1-1 上位・関係計画及び本計画の位置づけ

1.3 既存施設の課題

本市内の既存施設の現状を踏まえた課題は表 1-1のとおりです。各施設の状況に応じた特有の課題もありますが、「施設の老朽化・狭あい化」、「各施設間の連携しにくさ」などが共通する課題として挙げられます。

表 1-1 既存施設の課題

既存施設	課題
大田保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数を超過して使用しており、現在の耐震基準を満たしておらず (Is値0.35)、震度6強以上の地震で倒壊の恐れがある。 ・園児は77人 (令和5年4月1日現在) であり、施設基準を満たす範囲で受け入れをしている。ただし、ゆとりをもって保育ができる園児数は70人程度であり、スペースを工夫しながら保育を行っている。 ・駐車スペースは6台程度の台数しか駐車できず、進入路は幅があるものの、傾斜があり、行き違いが容易ではなく、登園時の混雑を緩和するため保育士が通用門で受け入れを行っている。 ・市内全域で児童数の減少が見込まれており、定員の見直しが必要となっている。
大田幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・共働き世帯の割合が増加し、利用者数が減少している。 ・未就学児の教育に関するニーズは一定程度存在していると見込まれるが、施設の利用時間等がニーズに一致していない。 ・園への進入路が狭く車両の行き違いが困難である。 ・子どもの減少等により、利用児童数が減少傾向にある。 ・既存の建物を改築し、認定こども園として活用するには多額の費用がかかる。
子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者同士が交流できる場所が少なく、繋がりを作りにくい。 ・保育所内への設置では、小学生以上の保護者が相談しにくい。また、日祝に終日開設している支援センターがないため、仕事をしている保護者がいつでもアクセスできる状況になっていない。 ・平成30年度に実施したアンケートでも、「交流ができる場所・機会」、「相談支援」について望む意見が多い。
子ども家庭総合支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや、家庭に係る相談拠点として位置付けているが、現在の本庁舎内には、プライバシーに配慮した専用の相談室がなく、相談しやすい環境になっていない。 ・ソーシャルワーカー、心理担当支援員を配置できていない。
母子健康包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・専用の相談室が本庁舎1階の奥にあり、執務室の間にある通路を抜ける必要があることから気軽に相談しにくい。 ・保育所、幼稚園、子育て支援センターとの情報共有や対象者支援に時間がかかる。
保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健に関する事業を地域住民に提供する施設であるが、職員が常駐せず、大半が母子保健事業の会場としての活用に限られている。 ・仁摩保健センターの利用者は市街地の居住者が多く、利用者の利便性から配置を検討する必要がある。 ・本庁舎から仁摩町までのスタッフの移動距離、所要時間が負担となっている。事業で依頼する医師も同様の負担が生じている。 ・仁摩保健センターは設置から20年が経過し、経年劣化や塩害による腐食によりエアコンの故障や、地盤沈下による床の傾斜が発生している。

1.4 各施設の方向性

各施設の現状・課題を踏まえ、各施設の今後の方向性は、表 1-2の通りとします。

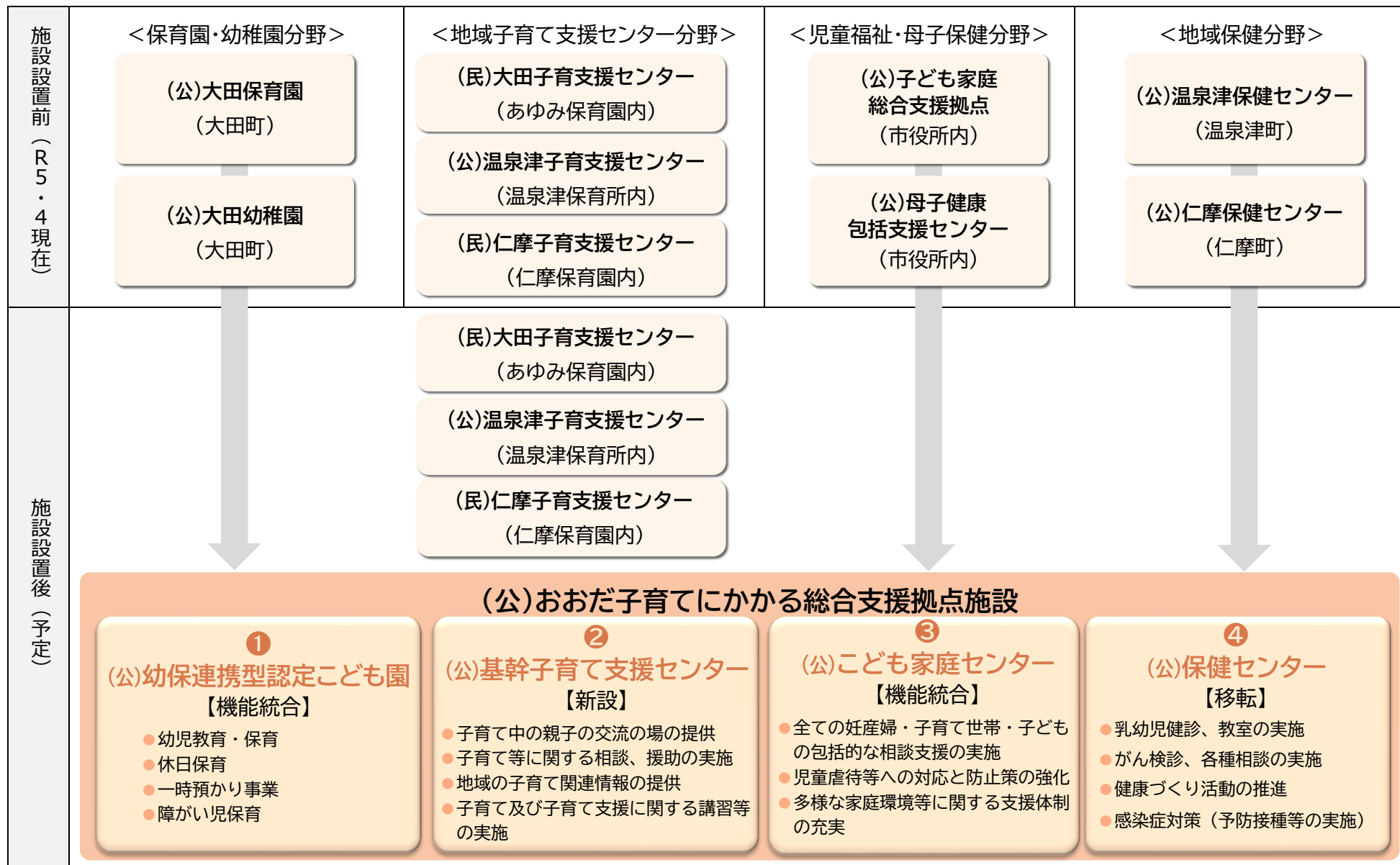
幼保連携型認定こども園や基幹子育て支援センター、こども家庭センター、保健センターを「おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設」として複合化し、相互に密な連携を取り、更なる支援の充実・強化を図ります。

表 1-2 各施設の方向性

施設	区分	方向性
大田保育園 及び 大田幼稚園	機能統合	幼保連携型認定こども園として統合整備 <ul style="list-style-type: none"> ● 幼児教育・保育 ● 休日保育 ● 一時預かり事業 ● 障がい児教育・保育
子育て支援センター	新設	現在運営中の3施設は継続 基幹子育て支援センターを新たに整備 <ul style="list-style-type: none"> ● 子育て中の親子の交流の場の提供 ● 子育て等に関する相談、援助の実施 ● 地域の子育て関連情報の提供 ● 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
こども家庭総合支援拠点 及び 母子健康包括支援 センター	機能統合	こども家庭センターとして統合整備 <ul style="list-style-type: none"> ● 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援の実施 ● 児童虐待等への対応と防止策の強化 ● 多様な家庭環境等に関する支援体制の充実
保健センター	移転	既存保健センターは用途廃止 保健センターを機能移転 <ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健診、教室の実施 ● がん検診、各種相談の実施 ● 健康づくり活動の推進 ● 感染症対策（予防接種等の実施）

各分野の施設と機能について（設置前後比較図）

(公) = 公営、(民) = 民営



2. おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設のあり方

2.1 基本理念及び基本方針

2.1.1 基本理念

第2次大田市総合計画等の上位関連計画の位置づけを踏まえ、おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設の基本理念を次のとおりとしました。

基本理念

**子どもたちの笑顔があふれ、みんなが夢を抱けるまち
“おおだ”をめざす拠点づくり**

2.1.2 基本方針

子ども、若者・子育て世代、妊産婦及び子どもを持つことを望む人やそれを支援する人達（以下、「利用者」という。）が気軽に来所し、それぞれの行政手続きや悩みが、その施設に行けば解決でき、分かりやすくきめ細かい子ども家庭支援における核となる施設の整備を目指します。

1. 利用者の利便性が高く、交流・相談の場となる施設

- 複合化することで、各保育施設や保健センター等で個別に展開されていた事業の連携を促進し、相乗効果により利便性向上を図ります。
- 分散していた相談先を集約し、ワンストップで対応することで、利便性を高めます。
- 利用者同士が交流し、情報交換、情報共有が図られるスペースを確保します。
- 普段から利用しやすい施設とすることで、相談することのハードルを下げ、早期からの支援を可能とします。
- 子どもが再び訪れたいくなる遊戯室を整備し、子ども同士の交流を活発化します。

2. 安全・安心な施設

- 地震・水害などの災害に強い施設とします。
- 大規模災害時の他児童福祉施設等の利用者への支援についても検討します。
- 感染症対策を考慮した構造とします。

3. 人や環境にやさしい施設づくり

- ユニバーサルデザインによる、利用者が利用しやすい施設とします。
- ZEB 化の検討も含め、SDGs の視点や環境に配慮した施設とします。

4. 行財政改革の実現に貢献する施設づくり

- DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、効率的な施設運営を行うことで、市民の負担軽減を図ります。
- 「大田市公共施設適正化計画」に示される公共施設の適正化に関する基本方針に基づき、財政負担の軽減や、子どもに関する施策について総合的かつ効率的に進めていくため、各機能の連動を図り、複合化施設として整備します。

5. 親しまれ、大田市らしさが感じられる施設

- 世界遺産、日本遺産、国立公園を持つまちとして、その自然文化、伝統を利用者に伝える工夫をします。

2.2 求められる機能

2.2.1 幼保連携型認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ単一施設として「幼保連携型認定こども園」の整備を進めます。

今後、児童数の減少が予測される中、私立施設の入所児童確保を優先しつつ、新たな認定こども園の定員を定めます。そのため、施設整備にあたっては、施設の認可定員を50人程度とし、利用定員は今後の児童数の推移を勘案しながら定めることとします。

(1) 幼児教育・保育



保育室
(伊丹市 さくらだいこども園)



遊戯室
(伊丹市 さくらだいこども園)

- 幼稚園（学校）と保育所（児童福祉施設）の両方の機能をもつ「幼保連携型認定こども園」として整備し、0歳から小学校就学前までの一貫した教育と保育を、園児の発達の連続性を考慮して展開します。
- 家庭との連携を密にし、職員間で情報を共有しながら、一人ひとりの状況に寄り添い、生活のリズムや流れをつくります。

(2) 休日保育

- 就労等により、保育施設を利用中の保護者が子どもを休日に家庭で保育できない場合の保育需要に対応するために、休日保育を実施します。

(3) 一時預かり事業

- 育児疲れの解消や急病、冠婚葬祭などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合の保育需要に対応するために、一時預かり事業を実施します。また、休日に子どもの保育ができない場合にも対応するため、休日の一時預かり事業も実施します。

(4) 障がい児教育・保育

- 重度心身障がい児や発達障がい児などの支援が必要な子どもや家庭について、支援の中心的役割を担います。行政の直営施設として、支援機関や他の行政機関と密接な連携・調整を行います。

機能と整備諸室の関係（幼保連携型認定こども園）

機能	整備する諸室
(1)幼児教育・保育	保育室、園庭、遊戯室、調理室他
(2)休日保育	保育室、園庭、遊戯室他
(3)一時預かり事業	保育室、園庭、遊戯室他
(4)障がい児教育・保育	保育室、園庭、遊戯室他

2.2.2 基幹子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)

基本となる業務としては、「子育て親子の交流の場の提供と交流の促進」、「子育て等に関する相談、援助の実施」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子育て及び子育て支援に関する講習等の実施」であり、地域の子育て支援活動に取り組みます。

さらに、様々な悩みをもつ子ども・子育て世帯から相談があった場合は、関係機関と連携を取り、適切な支援に繋げる窓口とします。

育児・保育に関する相談指導等について知識・経験がある保育士が常駐し、地域の子育て事情に精通した職員が様々なサービスを提供します。そして、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場とし、こども家庭センターや既存の保育所、認定こども園、学校等との連携により、子どもや保護者への支援機能を充実させます。

また、基幹の子育て支援センターとして、既存の3施設の主導的役割を果たします。

(1) 子育て中の親子の交流の場の提供

子育て中の親子が気軽に利用できる交流の場の設置や、親子間の交流を深める取り組み等の地域支援活動を実施します。また、祖父母や、子育てに興味のある学生等との交流事業も実施し、多世代間の交流も図ります。

- 遊具・玩具を使った遊び、砂・泥・水遊び、絵本読み聞かせ、リズム遊び、赤ちゃんのふれあい遊びの会、おはなし会、動植物とのふれあい遊び、製作遊び、季節の行事の会（七夕会、クリスマス会等）、祖父母交流、学生交流事業の実施が可能な遊戯室を整備します。



遊戯室
(伊丹市 いたみいききプラザ)

- 遊戯室は、雨天時にも遊べる環境を確保できるよう屋内への大型遊具等の設置を検討します。

(2) 子育て等に関する相談、援助の実施

子育てに、不安や悩みがある親子に対する相談、援助を実施します。より専門的な相談、支援が必要な発達障がい、児童虐待、女性相談、貧困、医療等の専門機関へ繋がります（スクリーニングの実施）。

- 利用者一人一人にあった面談（〔栄養相談：離乳食等、栄養全般に関する相談〕〔育児相談：育児全般に関する相談、授乳相談、出産に関する相談〕〔発達相談：育児や発達に

関する相談)) ができるプライバシーの確保に配慮した相談室・会議室や、実演指導も可能なキッチンルームを整備します。

- 身体測定ができる多目的ホールを整備します。利用形態に応じてエリアの区分けが可能な計画とします。

(3) 地域の子育て関連情報の提供

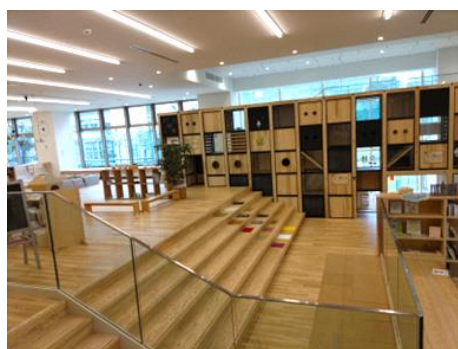
地域の育児や子育てに関する情報を、発信する場を提供します。

- 遊びの指導や子育て相談、各種媒体による育児情報の発信ができる機能を確保します。

(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

子育て中の親子や、将来子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する方々を対象にした講習等を実施します。

- プレママ・プレパパセミナー、学生等を対象とした子育て教室を多目的ホールや相談室を活用して実施します。



大階段の遊び場（施設に入りやすい工夫）



子育て広場

(渋谷区 神南ネウボラ子育て支援センター)

機能と整備諸室の関係（基幹子育て支援センター）

機 能	整備する諸室
(1)子育て中の親子の交流の場の提供	遊戯室
(2)子育て等に関する相談、援助の実施	相談室、遊戯室、キッチンルーム
(3)地域の子育て関連情報の提供	相談室、遊戯室
(4)子育ておよび子育て支援に関する講習などの実施	相談室、遊戯室、多目的ホール

2.2.3 こども家庭センター

令和4年6月に成立した改正児童福祉法により、令和6年4月1日に市区町村は全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援機能を有する機関「こども家庭センター」の設置に努めることとされています。

大田市において児童数は減少していますが、子育てをするうえで様々な困難を抱える世帯は顕在化しており、相談内容の多様化・複雑化に対応していくためには子育て世帯に対する包括的な支援の体制強化が必要です。

そうした中で、市区町村に設置が求められている「こども家庭センター」において、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援体制を整え、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成や状況の把握、支援情報の発信、保健指導、健康診査等の多種多様な支援を担い、関係機関との連絡調整・接続を行います。

(1) 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援の実施

- 妊娠届出時より、出産・育児等の見通しを立てるための面談を実施し、相談しやすい関係を築き、伴走型相談支援を実施します。
- 妊産婦のメンタルヘルス等の健康状態、また児童の成長を確認しながら、児童の発育発達、子育て等について専門職に相談できる授乳相談や乳幼児相談等を実施します。
- 支援が必要な親子に対しては、親子と共にサポートプランを作成し、各関係機関と連携し支援を実施します。

(2) 児童虐待等への対応と防止策の強化

- 児童虐待、女性相談、DV相談、子ども・若者に関する相談に専門職が対応します。
- リスクがある家庭を把握した場合は、速やかに状況を把握し、児童相談所や教育・保健・医療・福祉関係機関と連携し対応します。
- プライバシーに配慮しながら、児童及び保護者との面接を行い、相談しやすい関係を築きます。
- ケースについての情報及び支援方針について共通認識を持ち、関係機関が連携して、より良い支援を実施していくため、ケース会議を開催します。
- 児童虐待防止については、継続的に研修会等を開催し、正しい知識の普及及び相談窓口の周知を図り、地域全体で子どもを守る取り組みを実施します。

(3) 多様な家庭環境等に関する支援体制の充実

- 児童虐待を未然に防止するために、児童虐待等の深刻な状況に至る前から、幅広い家庭に対して妊産婦及び児童の保健や福祉に関する支援を提供します。
- 産婦の心身の安定と、健やかな育児ができるよう支援することを目的とした産後ケア事業をはじめ、民間団体を含むあらゆる関係機関と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図っていきます。

機能と整備諸室の関係（こども家庭センター）

機能	整備する諸室
(1)全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援の実施	相談室、授乳室、会議室、多目的ホール
(2)児童虐待等への対応と防止策の強化	相談室、会議室、多目的ホール
(3)多様な家庭環境等に関する支援体制の充実	相談室、会議室、多目的ホール、シャワー室

2.2.4 保健センター

地域保健法第18条第1項に規定する市町村保健センターであり、住民に対し健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とした施設とします。

市内の同施設は老朽化が進んでおり、その対応を検討する必要が有ることと、交通アクセスの面やその機能から本施設に統合することでより質の高い住民サービスを提供できると見込んでいます。

(1) 乳幼児健診、教室の実施

- 母子保健法に基づき、生後4か月児、1歳6か月児、3歳児に対し、疾病及び異常の早期発見、発達促進のための指導、栄養指導、歯科保健指導、育児支援を目的に乳幼児健診を実施します。
- 乳幼児とその保護者を対象に、子育てに関する必要な知識の普及と、子育て中の親子及び地域の方との交流を図るため、子育てに関する教室等を行います。
- 重度心身障がいや、発達障がい等の支援が必要な児童・生徒を持つ保護者から相談があった場合は、関係機関と連携を取り、適切な支援に繋がります。

(2) がん検診、各種相談の実施

- 健康増進法に基づく、がん検診（肺がん、子宮頸がん、乳がん、胃がん、大腸がん）を実施します。また、生活習慣病等に関する健康教室や相談、個別指導、こころの不調を抱える方への相談・支援を関係機関と連携し実施します。

(3) 健康づくり活動の推進

- 住民が自らの健康や食生活について学び、健康づくりを行う仲間づくりができるよう健康づくりに関する教室や、集い活動できる場を提供します。

(4) 感染症対策(予防接種等の実施)

- 感染症等の蔓延により、緊急的に予防接種が必要な場合は、保健センターを会場に集団接種を行うため、換気システムを充実させる等感染症対策を整備します。



育児教室
(大田市 仁摩保健センター)



児童発達支援 リハビリ室
(上尾市 AGECCOCO)

機能と整備諸室の関係（保健センター）

機 能	整備する諸室
(1)乳幼児健診、教室の実施	多目的ホール、診察室、歯科検診室、相談室 会議室、キッチンルーム、発達支援教室、大型遊 具倉庫他
(2)がん検診、各種相談の実施	多目的ホール、相談室、会議室、発達支援教室他
(3)健康づくり活動の推進	多目的ホール、キッチンルーム、会議室
(4)感染症対策(予防接種等の実施)	多目的ホール、診察室、相談室、会議室

2.3 整備する「おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設」について

2.3.1 施設間の連携について

本施設で複合化される施設と機能については以下の通りです。

① 幼保連携型認定こども園(教育・保育の実施)【機能統合】

- ・ 幼児教育・保育
- ・ 休日保育
- ・ 一時預かり事業
- ・ 障がい児教育・保育

② 基幹子育て支援センター(子育て家庭の幅広い相談・支援の実践)【新設】

- ・ 子育て中の親子の交流の場の提供
- ・ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ・ 地域の子育て関連情報の提供
- ・ 子育ておよび子育て支援に関する講習などの実施

③ こども家庭センター(母子保健と子育て家庭の個別の相談・支援)【機能統合】

- ・ 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援
- ・ 児童虐待等への対応と防止策の強化
- ・ 多様な家庭環境等に関する支援体制の充実

④ 保健センター【移転】

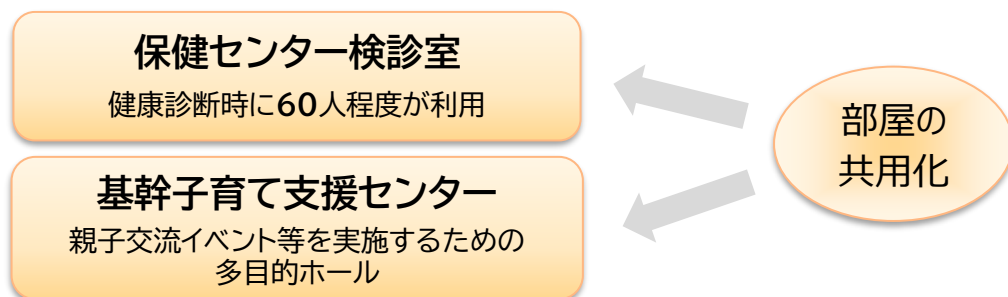
- ・ 乳幼児健診、教室の実施
- ・ がん検診、各種相談の実施
- ・ 健康づくり活動の推進
- ・ 感染症対策（予防接種等の実施）

● これらの施設の複合化により、健康診断や交流イベント会場の共用等が図られ、また、施設内に配置する部署間の有機的な連携が図られることにより、利用者に対して、相談等の機能強化や待ち時間の短縮等、質の高いサービスを提供します。

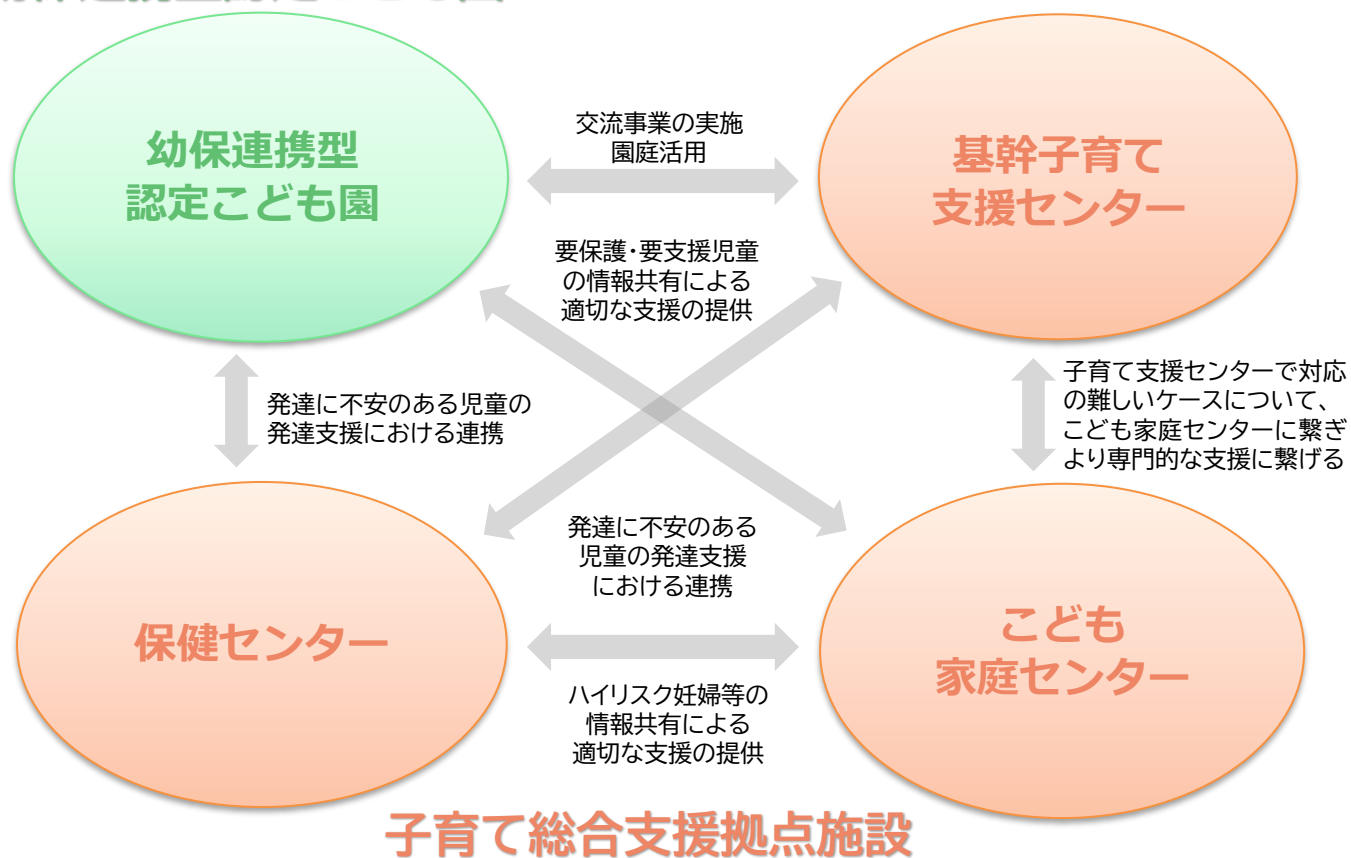
● 施設の役割や機能を勘案したうえで、施設整備にあたっては大きく下記の2つの区分に分けての施設整備を進めることとし、区分ごとの2棟建てとします。

- ① 当該施設への入園が決定した児童を対象としてサービスを提供する「幼保連携型認定こども園」。
- ② 利用者の交流や、相談支援の提供を目的として整備する基幹子育て支援センター、こども家庭センター、保健センターを複合化した「子育て総合支援拠点施設」。

【施設の複合化による諸室の共用（イメージ）】



幼保連携型認定こども園



2.3.2 施設運営の考え方

(1) 管理運営の基本方針

本施設は、利用者の利便性や安全性に配慮し、一元的な管理体制のもと効率的かつ効果的な管理運営に努め、多くの住民に親しまれる施設となるよう、適切な管理運営を行います。

①子ども・子育て世代に寄り添ったきめ細やかなサービスの提供

- 利用者が気軽に訪れ、日常的な交流やイベント等への参加ができるよう、多様化する家族のあり方や取り巻く環境に配慮し、様々な利用形態に対応したサービスを提供します。
- 利用者が安心できる環境を提供し、悩みを相談する際にはプライバシーに配慮して、サービスを提供します。

②施設内外の接続及び各機関との連携

- それぞれの施設に整備する諸室が最大限活用され、有効に機能するような配置を行います。
- 利用者への利便性に配慮して、近接して整備される新庁舎との接続を行います。
- 事業の実施、管理運営にあたっては他機関と連携し、地域活性化やサービスの向上を図ります。

③利用者の利便性に配慮した管理運営

- 本施設の開館時間、料金設定等については実施する事業等の検討を進める中で設定します。

(2) 職員体制

- 本施設は市長部局が所管します。
- 本施設の機能が効率的に発揮されるよう、今後、機構の見直しを行います。
- 大田市の子ども・子育てに関する施策、サービス提供の拠点として、全体を統括する職員の配置を検討します。
- 保健師、保育教諭等専門的職員を配置します。

現在の機構（本施設関係部署のみ抜粋）

課名	係等
学校教育課(教育部)	大田幼稚園
子ども保育課	子育て企画係、保育所係、各公立保育所
子ども家庭支援課	母子保健係、子ども家庭相談係
健康増進課	健康企画係、健康増進係

3. 建設予定地

3.1 建設予定地の概要

本施設の建設予定地（土地区画整理事業対象エリア内）は、JR大田市駅前に位置し、計画の中の新庁舎の建設予定地に隣接する敷地です。



図 3-1 建設予定地位置図（広域）



図 3-2 建設予定地位置図

3.2 法規制等の整理

3.2.1 建設予定地の法的位置付け

表 3-1 建設予定地の法的位置付け

所在地	島根県大田市大田町大田	
敷地面積	約 5,250 m ²	
用途地域	商業地域	第一種住居地域
建ぺい率／容積率	80％／400％	60％／200％
災害リスク	浸水想定なし	
道路	南東側：大正西線（幅員14.0m） 北西側：大沢2号線（幅員6.0m） 北東側：栄町高禅寺線（幅員16.0m） 南西側：駅東駐輪場横線（幅員8.0m） ※全て第42条第1項道路	

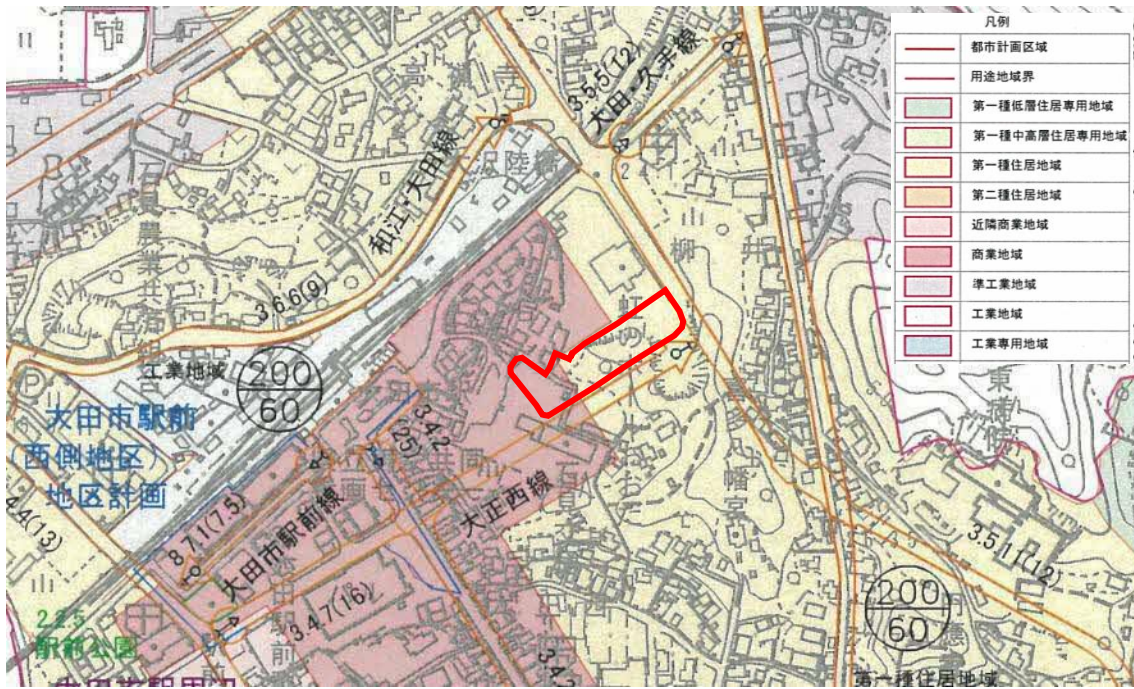


図 3-3 用途地域図

3.2.2 関係法令・条例

施設整備にあたっては、都市計画法、建築基準法及び「島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」等の各基準を遵守した計画とします。

4. 施設規模及び必要諸室

4.1 施設全体の規模

本施設（幼保連携型認定こども園、基幹子育て支援センター、こども家庭センター及び保健センター）の全体規模は、3300㎡程度とします。

4.2 幼保連携型認定こども園の必要諸室・機能

幼保連携型認定こども園に整備を予定している諸室及び機能は表 4-1のとおりです。

表 4-1 必要諸室・機能（幼保連携型認定こども園）

室名		機能
屋内	保育室	0～5歳児保育室を設置する。 0歳児室と1歳児室は乳児用トイレに隣接する。
	一時預かり室	5人程度の一時預かりの保育室とする。
	保健室	保育室から離れた場所に設置する。
	園児用トイレ	各保育室からアクセスしやすい場所に設置する。乳児用沐浴槽や幼児用シャワーを整備する。
	図書室兼教材収納	廊下と連続したオープンなスペースでの整備を検討する。
	遊戯室	屋内遊戯スペース。入園式や卒園式等の行事には保護者も利用する。
	倉庫（運動器具）	遊戯室に隣接して設置する。跳び箱、マット、巧技台等の大型遊具や幼児教材を収納する。
	相談室	玄関ホールと職員室からアクセスしやすい場所に設置する。
	職員室	玄関ホールに面して配置する。
	休憩室	職員室に隣接して設置する。
	調理室	園児と職員の給食を調理できる規模とする。一般用とアレルギー対応用の調理に対応する。個別のアレルギーにも対応する。
	下処理室（調理用）	食材を受け入れ、汚染が生じる食材については下処理を行う。調理室に隣接して設置する。
	調理室用更衣室	下処理で汚染された衣類を交換する。
	更衣室	男女別に設置する。
洗濯室	搬出入口に隣接して設置する。	
その他	多目的トイレ、職員用の男女別トイレ、シャワー室、倉庫を整備する。	

室名		機能
屋外	デッキ	雨や日差しを避けるための庇を設置する。各保育室から当該デッキを介し、園庭に出ることができる。また、組立てプールの設置を可能とする。
	園庭	砂場、手足洗い場を整備する。運動会等の行事にも利用する。
	園庭遊具	概ね3歳未満児と3歳以上児の遊具を整備する。
	駐車場 (送迎用)	保護者の送迎時に前面道路に渋滞が生じないように、保育所用の駐車場及び乗降スペースを敷地内に確保する。

4.3 子育て総合支援拠点施設の必要諸室・機能

子育て総合支援拠点施設に整備を予定している諸室及び機能は表 4-2のとおりです。

表 4-2 必要諸室・機能（子育て総合支援拠点施設）

室名		機能
屋内	事務室	出入口脇に配置する。
	遊戯室	施設の入り口付近に配置し、気軽に入って遊べる屋内遊戯スペースである。以下の4つのコーナーを設ける。 ①製作やままごとコーナー:おもちゃ製作遊びやままごとを楽しむことができる。 ②赤ちゃんコーナー:畳又はカーペットを敷いて、赤ちゃんが自由にハイハイできる。 ③絵本コーナー:絵本棚を設置して、年齢別で絵本を並べる。 ④体を動かすコーナー:トンネルつきの滑り台セットやボールプールを設置して、体を動かして遊べる。
	多目的ホール	乳幼児健診（問診・計測）、乳幼児相談、がん検診等で利用する。可動式間仕切りで部屋を分けられるようにする。健診の待合等に活用できるスペースを確保する。
	診察室	診察台、手洗い場を設置する。
	歯科検診室	診察台、手洗い場を設置する。
	キッチンルーム	離乳食教室等を実施できる調理や飲食のできるスペース。多目的ホールに隣接し、一体として利用できる。
	発達支援教室（通級指導）	吊り下げ遊具、大型遊具を設置する。
	大型遊具倉庫	発達支援教室で使用する大型遊具を収納する。
	相談室（洋室）	母子健康手帳の交付や育児相談、発達支援の個別相談を行う。SVS検査（視力検査）で暗室としても利用する。
	相談室（和室）	和室仕様とし、乳幼児健診、産後ケア（母親の休養室）で利用する。
	会議室	ケース会議等で利用する。大人数の会議は多目的ホールを利用する。
	トイレ	子ども用トイレ、多目的トイレ、男女別トイレを設置する。
	シャワー室	乳児の沐浴や母親の足浴に利用する。
	更衣室	男女別に設置する。
その他	授乳室、倉庫（健診関係の備品等を収納）、書庫（事務室付近配置し、カルテ保管する）、搬出倉庫（洗濯室、ごみ置場）を整備する。	
屋外	駐車場	一般用のほか、3歳児健診用、発達支援教室用の敷地を確保する。
	駐輪場	必要台数については検討する。

4.4 駐車場の規模

来館者駐車場の必要台数は表 4-3のとおりです。

表 4-3 駐車場の必要台数

施設	用途	台数
幼保連携型認定こども園	送迎	10台程度
子育て総合支援拠点施設	健診（最大台数）	30台程度
	通常利用 ^{※1}	10台程度
合計		50台程度

※1 障がい者等用駐車場、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」における思いやり駐車場を含む

5. 配置計画及び施設計画(ゾーニング)

5.1 配置計画

建設予定地での配置計画は、子育て総合支援拠点施設、幼保連携型認定こども園及び駐車場の配置として想定される2つの配置案(A案、B案)の特徴を整理し、本事業にふさわしい案を比較検討しました。動線や平面計画の自由度等に優れたA案を基本として今後の基本設計等を進めるものとします。

表 5-1 配置計画の比較検討結果

		A 案:西側総合支援拠点・東側こども園	B 案:1階こども園・2階総合支援拠点																		
配置イメージ																					
断面イメージ																					
施設規模		<table border="1"> <tr> <td>こども園</td> <td>約1,600~1,650㎡</td> <td>駐車場10台</td> </tr> <tr> <td>総合支援拠点</td> <td>約1,600~1,650㎡</td> <td>駐車場40台</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約3,200~3300㎡</td> <td>駐車場50台</td> </tr> </table>	こども園	約1,600~1,650㎡	駐車場10台	総合支援拠点	約1,600~1,650㎡	駐車場40台	合計	約3,200~3300㎡	駐車場50台	<table border="1"> <tr> <td>こども園</td> <td>約1,550~1,600㎡</td> <td>駐車場10台</td> </tr> <tr> <td>総合支援拠点</td> <td>約1,650~1,700㎡</td> <td>駐車場40台</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約3,200~3300㎡</td> <td>駐車場50台</td> </tr> </table>	こども園	約1,550~1,600㎡	駐車場10台	総合支援拠点	約1,650~1,700㎡	駐車場40台	合計	約3,200~3300㎡	駐車場50台
こども園	約1,600~1,650㎡	駐車場10台																			
総合支援拠点	約1,600~1,650㎡	駐車場40台																			
合計	約3,200~3300㎡	駐車場50台																			
こども園	約1,550~1,600㎡	駐車場10台																			
総合支援拠点	約1,650~1,700㎡	駐車場40台																			
合計	約3,200~3300㎡	駐車場50台																			
総合支援拠点	アクセス	○ 駐車場・主出入口が駅・新庁舎から近い	△ 駐車場・主出入口が西側で新庁舎から遠い																		
	視認性	○ 1階は前面道路から視認性が高い	△ 全機能が2階配置で外部から認識しにくい																		
	園庭利用	○ 拠点施設2階から園庭が近い(同レベル)	△ 2階の拠点施設から1階の園庭が遠い																		
こども園	アクセス	○ 駐車場の近接配置が可能	○ 駐車場の近接配置が可能																		
	保育室環境	○ 日照条件良い・保育室が園庭に面する	○ 日照条件良い																		
	園庭環境	○ 南東向きで午後まで日照確保	○ 南向きで午後まで日照確保																		
駐車場	アプローチ	○ 大正西線を避け、駅からの歩行安全性確保	○ 大正西線を避け、駅からの歩行安全性確保																		
	駐車台数	○ 計50台	○ 計50台																		
課題		<ul style="list-style-type: none"> 2階接続のため、階高と造成レベルを調整 	<ul style="list-style-type: none"> 階ごとにセキュリティ区画を形成 1フロアが東西に長く、動線の検証が必要 																		
備考		<ul style="list-style-type: none"> 駐車台数は、造成計画やその他条件の影響あり、今後の検討で変わる可能性がある 																			

5.2 配置計画の基本方針

- ・新庁舎と連携しやすい施設配置計画
- ・認定こども園および子育て総合支援拠点施設の双方から園庭を共同利用できる施設配置計画
- ・歩行者の安全性に配慮した駐車場計画及び車両アクセス動線
- ・建設予定地の地盤レベルの高低差を考慮したバリアフリー等動線の確保

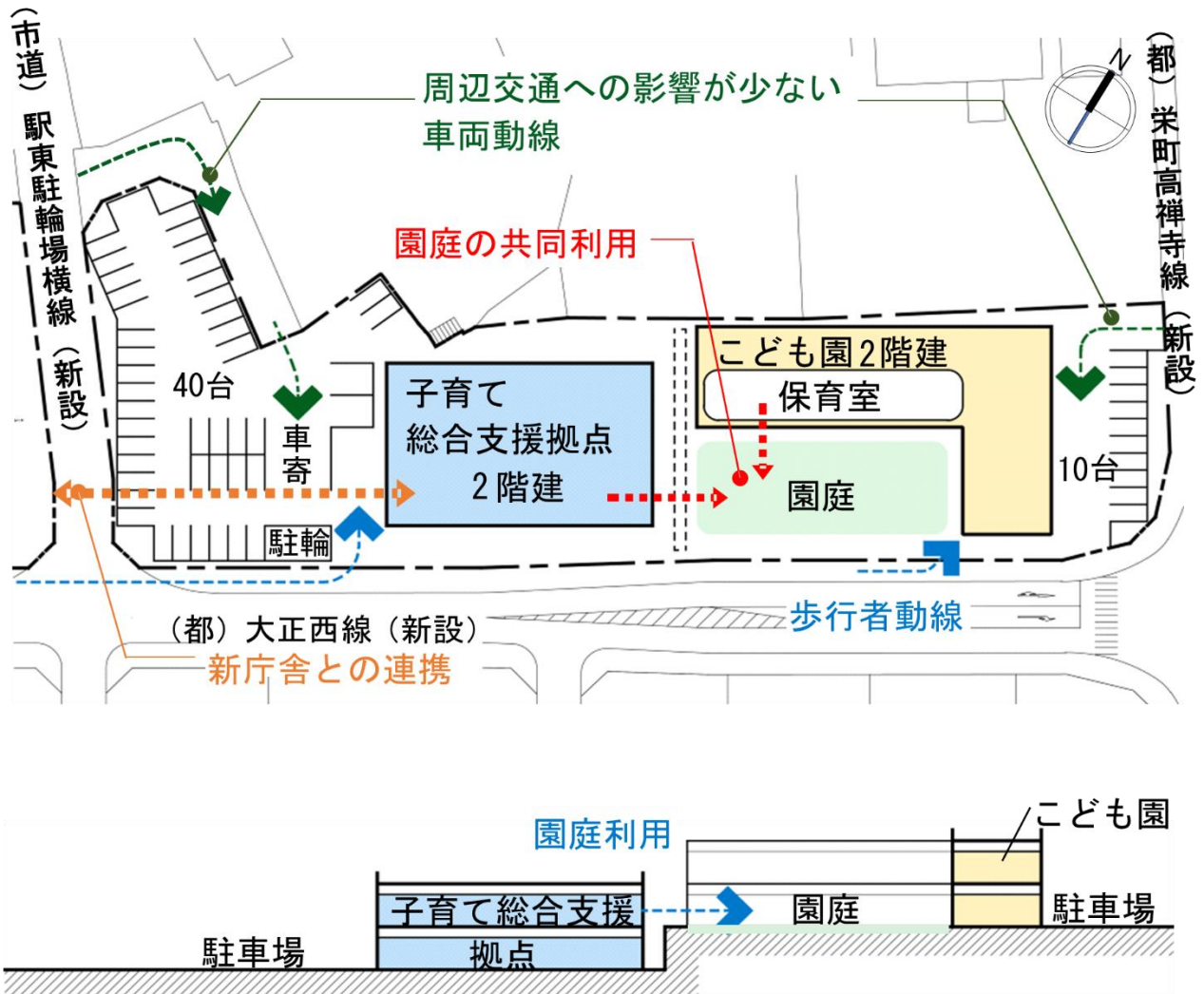


図 5-1 配置計画図

6. 構造・設備計画

6.1 構造計画

6.1.1 構造計画の基本方針

本施設は、子育て支援の拠点施設として、地震等の災害時においても、その機能を維持し、児童の受け入れ等の支援を継続できるよう、十分な耐震性能を備えた建物とします。

国土交通省の定める「官庁施設の総合耐震・津波計画基準」に基づく耐震安全性（構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：B類、建築設備：乙類）を確保します。

表 6-1 耐震安全性の目標（官庁施設の総合耐震・津波計画基準）

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られています。とともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

※出典 国土交通省 耐震安全性の目標

6.1.2 構造種別

構造種別は、主に木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造があり、強度や耐久性、耐用年数等にそれぞれの特徴があります。空間の自由度が確保できることや建設物価の動向、環境負荷低減技術導入の費用対効果等を含め、最適な構造種別を設計段階で検討することとします。

表 6-2 構造種別の特徴

項目	木 (W) 造	鉄筋コンクリート (RC) 造	鉄骨 (S) 造
地震時の揺れの小ささ、耐震性	水平方向への振動等が最も伝わり易い	水平方向に揺れる幅がより小さく、耐震性も高い	水平方向への振動等が最も伝わり易い
耐用年数	耐用年数がRC造より短い	耐用年数が最も長い	耐用年数がRC造より短い
イニシャルコスト	建設コスト、解体コストが相対的に安価である。ただし、構造条件によっては高価となる場合もある	建設コスト、解体コストが高い	建設コスト、解体コストがRC造に比べ若干安価である。ただし、鋼材の需給により価格が変動しやすい
ランニングコスト (耐久性)	比較的ランニングコストが高い (外部空間に面する場合、仕上げや継目の防錆処理が必要となり、躯体の耐久性は劣る)	比較的ランニングコストが低い (長期間にわたり躯体の大規模修繕が不要であり、耐久性が最も高い)	比較的ランニングコストが高い (外部空間に面する場合、仕上げや継目の防錆処理が必要となり、躯体の耐久性は劣る)
工期	工期は、RC造より短い が、大量の木材を使用する場合、資材調達に期間を要する	鉄筋、型枠、コンクリート工事等が比較的多く、 工期が最も長い	建設部材は工場生産であるため、工事現場での作業期間が短く、 工期はRC造より短い
その他	地元木材の活用が可能		

6.2 設備計画

施設整備にあたって、ZEB化を検討します。熱負荷の低減、再生可能エネルギーの活用、省エネルギーシステムの導入の視点で環境負荷の低減方針を検討します。下表は例であり、設計段階において費用対効果や建築計画との整合等を勘案して具体的な設備を決定します。

また、災害時の対応として、ポータブル発電機等を接続できる計画とします。

ZEB:net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング)

ZEBは、「エネルギー収支をゼロ以下にする建物」という意味です。快適な室内環境を実現しながら、建物の断熱化、高气密化などにより消費するエネルギーを減らし（省エネ）、太陽光発電などによりエネルギーを創ることで（創エネ）、エネルギー消費量を正味でゼロにします。新築だけでなく、既存建築物も改修によって、ZEB化することができます。

出典：経済産業省資源エネルギー庁 HP

表 6-3 ZEBの定義（経済産業省資源エネルギー庁「ZEBロードマップとりまとめ」より）

項目	定性的な定義	定量的な定義（判断基準）
ZEB	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物	以下の①～②のすべてに適合した建築物 ①基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減（再生可能エネルギー*を除く） ②基準一次エネルギー消費量から100%以上の削減（再生可能エネルギー*を含む）
Nearly ZEB	ZEBに限りなく近い建築物として、ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物	以下の①～②のすべてに適合した建築物 ①基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減（再生可能エネルギー*を除く） ②基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の削減（再生可能エネルギー*を含む）
ZEB Ready	ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物	再生可能エネルギー*を除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物
ZEB Oriented	ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物	以下の①及び②の定量的要件を満たす建築物 ①再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から規定する一次エネルギー消費量を削減すること。（30%） ②「更なる省エネルギーの実現に向けた措置」として、未評価技術（WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術）を導入すること

*再生可能エネルギー量の対象は敷地内に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含めることとする。

表 6-4 設備計画等の例

項 目		省エネ対応の例
熱負荷の低減		熱負荷を低減する配置計画等
		外壁・屋根の断熱性能の確保、屋上緑化の検討、ペアガラスの採用、庇やルーバーによる日射制御等
再生可能 エネルギーの 活用	直接利用	自然採光が得やすい計画、自然通風を促進する室配置等
	間接利用	太陽光発電等
省エネルギーシステム		L E D照明、昼光利用制御、人感センサー、高効率空調、節水型器具等

7. 概算事業費

概算事業費については、直近の他自治体の事例等を参考としつつ、ZEB化のための設備やコロナ禍や社会情勢等を起因とした事業費の高騰を踏まえ、算定を行いました。国庫補助金や過疎対策事業債等を活用し、本市にとって有利な財源確保に努めます。

なお、以下は基本計画時点における概算であり、今後の建設物価の動向等により変動する可能性があるため、設計段階において再度精査するものとします。

表 7-1 概算事業費

項目	金額（税込）
用地取得費	約 1.5 億円
設計・工事監理費	約 1.0 億円
建設工事費	約 23.3～24.0 億円
外構工事費	約 1.0 億円
その他(什器・備品費、引越費、遊具費、地盤調査費等)	約 2.5 億円
合計	約 29.3～30.0 億円

8. 事業手法の検討

8.1 想定される事業手法

公共施設整備の事業手法は、設計、施工をそれぞれ発注する従来方式（設計・施工分離発注方式）のほか、官民連携手法として設計・施工を一括で発注するDB方式、設計・施工に加え、運営・維持管理までを一括で発注するDBO方式、民間の資金や活力を効果的に取り入れたPFI方式等があります。

(1) 従来方式(設計・施工分離発注方式)

公共が起債や交付金等により資金調達し、設計・建設、維持管理について、業務ごとに仕様を定めて民間事業者に個別に発注等を行う手法。施設の運営は市が直接実施する。

(2) DB方式(Design Build)

公共が起債や交付金等により資金調達し、設計・建設を包括的に民間事業者に委託する手法。維持管理、運営は民間事業者に委託することも考えられる。

(3) DBO方式(Design Build Operate)

公共が起債や交付金等により資金調達し、設計・建設・維持管理・運営の各業務を長期契約として、一括で民間事業者に性能発注する手法。

(4) PFI方式(Private Finance Initiative)

民間事業者が自ら資金調達し、設計・建設・維持管理・運営の各業務を長期契約として、一括で性能発注により行う手法。

(5) リース方式

民間事業者が施設を建設し、公共施設部分を市が民間事業者から賃貸借契約等により施設を借り受け、使用する手法。

8.2 事業の特性

事業手法の検討にあたり、本事業の特性を整理します。大きな特性として以下に示す4項目が挙げられます。

表 8-1 事業の特性（子育て総合支援拠点施設）

項目	特性
① 事業規模	2階建て約1,600㎡の建物2棟の整備を予定しており、それぞれの棟の機能については決定している。 また、本事業の概算事業費は約30億円を想定している。

項目	特性
② 財源	<p>本事業は、児童福祉関連施設の整備であり、国庫補助金の対象となる事業である。</p> <p>また、市の一般財源で支出する部分については、財政負担軽減のため、償還に対して地方交付税措置のある地方債も活用できる。</p>
③ 設計段階等における専門的知見や社会情勢の反映	<p>幼稚園教諭や保育士、保健師等の専門職の意見を反映することや、福祉行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、ニーズに沿ったサービスの提供が行える環境整備が重要となる。</p>
④ 施設運営	<p>本施設は、子育てに関する公的サービス提供を目的として整備するもので、運営は行政が担うことが前提であり、市の直営を想定している。</p>

8.3 事業手法の選定

上記の事業の特性を踏まえ、想定される事業手法の検討を行いました。

- ・ 当市に有利な国庫補助金や地方債が活用でき、一般財源の支出を抑えることにつながる
- ・ 設計、施工の各発注段階において、本市の意向や社会情勢を反映しやすい
- ・ 備える機能が決まっており、設計段階等における民間ノウハウの活用範囲は限定される
- ・ 事業規模、整備内容から地元企業での施工が可能であり、従来の手続きで参加できる

以上のことから、『従来方式（設計・施工分離発注方式）』を基本として実施します。

9. 事業スケジュール

想定事業スケジュールは次に示すとおりであり、令和9年(2027年)度中の竣工、令和10年(2028年)度の供用開始を目指します。

表 9-1 想定事業スケジュール

事業方式		発注区分											
従来方式 (設計・施工分離発注方式)		基本・実施設計、建設工事をそれぞれ発注											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
令和5年度 (2023年度)	基本計画												
令和6年度 (2024年度)	基本設計												
令和7年度 (2025年度)	実施設計												
令和8年度 (2026年度)	建設工事												
令和9年度 (2027年度)	建設工事												
令和10年度 (2028年度)	供用開始												

※現在、想定されるスケジュールであり、今後の詳細検討によって変更する可能性があります。